法律第三号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　森林環境税
　第一節　総則（第二条―第四条）
　第二節　税率（第五条）
　第三節　賦課徴収等（第六条―第十八条）
　第四節　雑則（第十九条―第二十一条）
　第五節　罰則（第二十二条―第二十六条）
第三章　森林環境譲与税（第二十七条―第三十四条）
第四章　雑則（第三十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第二章　森林環境税

第一節　総則

（定義）

第二条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　個人の市町村民税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する市町村民税（同法第一条第二項において準用する同号に掲げる者に対して課する特別区民税を含む。）をいう。

二　個人の市町村民税の均等割　均等の額により課する個人の市町村民税をいう。

三　個人の道府県民税　地方税法第二十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する道府県民税（同法第一条第二項又は第七百三十四条第三項において準用する同号に掲げる者に対して課する都民税を含む。）をいう。

四　個人の道府県民税の均等割　均等の額により課する個人の道府県民税をいう。

五　森林環境税に係る徴収金　森林環境税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費をいう。

六　特別徴収　森林環境税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。

七　特別徴収義務者　特別徴収により森林環境税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。

八　地方団体の徴収金　地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金をいう。

（納税義務者）

第三条　この法律の施行地に住所を有する個人に対しては、この法律により、国が均等の額により森林環境税を課する。

（非課税）

第四条　国は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、森林環境税を課さない。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者

二　障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の当該年度の初日の属する年の前年（次号において「前年」という。）の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

三　前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者をいう。

二　寡婦　地方税法第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦をいう。

三　寡夫　地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫をいう。

四　単身児童扶養者　地方税法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者をいう。

五　合計所得金額　地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。

第二節　税率

第五条　森林環境税の税率は、千円とする。

第三節　賦課徴収等

（賦課期日）

第六条　森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（賦課徴収）

第七条　森林環境税の賦課徴収は、この章に特別の定めがある場合を除くほか、住所所在市町村（森林環境税の納税義務者が賦課期日において住所を有する市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収（地方税法第六条、第七条、第三百十一条、第三百二十一条第二項又は第三百二十三条の規定によるものを除く。）の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び同法第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、同法第十七条の六第一項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により賦課決定をすることができる期間については、森林環境税及び個人の市町村民税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同条第一項の規定を適用するものとする。

2　前項に規定する住所を有する市町村は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける森林環境税の納税義務者については、当該納税義務者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（地方税法第二百九十四条第三項の規定により当該納税義務者を当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして当該納税義務者に個人の市町村民税を課する市町村を含み、同条第四項の規定により当該納税義務者に個人の市町村民税を課することができない市町村を除く。）とする。

（納付又は納入等）

第八条　森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

2　都道府県は、地方税法第七百三十九条の四第二項の規定により森林環境税に係る徴収金の払込みがあった場合には、当該払込みがあった月の翌月の末日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額を国に払い込むものとする。

3　都道府県は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第十三条第二項において同じ。）の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした場合には、政令で定める期日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として徴収した額を国に払い込むものとする。